

広島県告示第百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年二月二十二日

廣島県知事 湯崎英彦

		区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地 広島県呉市豊町大長地内
五 一 二	水無(二五〇)			
崩壊	急傾斜地の	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
次の図のとおり		表区域示の		
五 一 二	水無(二五〇)	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	
崩壊	急傾斜地の	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		
次の図のとおり		号三律の土戒定第区域の年施推砂区する条第ニ示で政行進災域等土砂災害に關防に止お災害にび法定令令に第ハ平す止る事十成る法策る警規法項四十法項		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。